

市長インタビュー

人権を尊重して社会参加を目指します

●精神保健福祉法の改正に伴い、精神保健福祉業務の一部が県から移管されますが、どのようにお考えでしょうか。

斎藤市長 地方分権法の成立で、地域との密着性の高い行政サービスは、身近な市町村で行なうことが望ましいとされています。精神保健福祉法の改正により精神保健の業務の一部が県から移管されるのもその一つです。

平成5年に「障害者基本法」が公布され、障害者施策の対象が精神障害のある方にも適用されることになりました。これは、身体障害、知的障害に加え、精神障害のある方の基本的人権を尊重しつつ、社会参加と生活全般をサポートしていくという考え方を反映したものです。

今後は、市民の皆さんにご理解を深めていただくための啓発事業とあわせ、共生社会を推進するための社会参加や社会復帰を促す体制を整備していくと考えています。

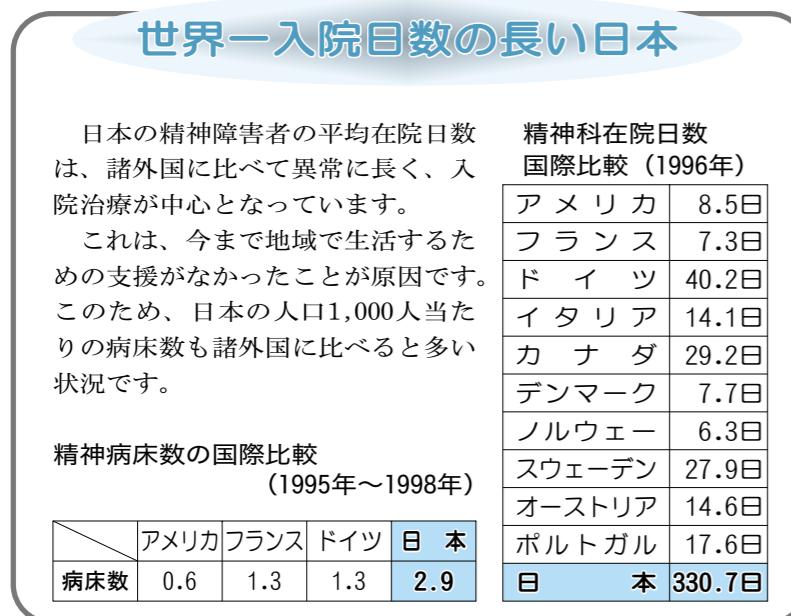
●市の取り組みや現状についてお聞かせください。

市長 市では、平成11年に「所沢市障害者計画」を策定し、その中ですべての人の基本的な人権を尊重しつつ、障害のある方もない方も地域で安心して暮らせる社会を実現するためのさまざまな施策を展開しています。

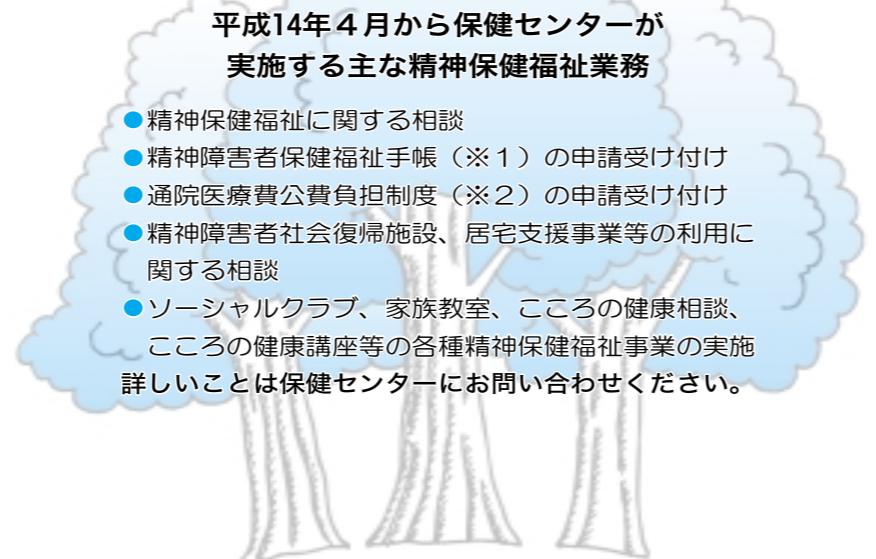
現在、保健センターにおいて専門家を招いての「こころの健康講座」や「こころの健康相談」、保健婦による「個別相談」等を実施しております。

また、来年の一部業務移管に向けて相談業務を主体とした専門職員の確保や、所沢保健所に職員を派遣する等の準備を進めているところです。他の障害者施策と同様に制度の充実と支援に努めていますので、市民の皆さんのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

| 別表 精神障害者保健福祉手帳で利用できる主なサービス | |
|----------------------------|--|
| 制度区分 | サービス内容 |
| 生活保護に関する事項 | 障害者加算の認定 |
| 手当等に関する事項 | 特別児童扶養手当の受給 心身扶養共済制度の加入 特別障害者手当の受給 障害児福祉手当の受給 |
| 税制に関する事項 | 障害者控除（所得税、住民税） 新マル優制度の適用 事業税の非課税 相続税の控除 贈与税の控除 |
| その他 | 生活福祉資金の貸付 |



—わかりたい わかりあいたい 私とあなた—



保健所が中心に行なっていた精神保健福祉業務の一部が平成14年度から市町村に移管されます。子どもからお年寄りまであらゆる年齢、そして職場や学校、家庭等のさまざまな場面で「この問題」が個人や社会にとって放置できないものとなっています。この健健康づくりは、社会全体が変革期を迎えた中で取り組むべき重要な課題なのです。

今日は、「精神障害」、「精神障害者」について理解を深めていただくとともに、現在の制度や取り組みについてお知らせします。

精神保健福祉業務の一部を市が行います

精神障害者施策のながれ

精神障害者であることを証明します。等級には1～3級があり、病気と障害の状態の両方から総合的に判定されます(有効期限は2年間)。病名、病院名の記載はなく、写真も貼付しません。精神疾患を患い、長期にわたり日常生活や社会生活の治療が中心で、精神障害者の差別や偏見を招く結果となりました。その後、薬物療法を中心とした精神医療の進歩等を契機に精神障害者の人権保護の考え方があまり、昭和62年に改正された精神保健法では、精神障害者の人権保護と社会復帰促進の規定が加えられました。



精神障害を正しく理解していきたくために、偏見と差別に苦しんでいました。長い間、精神障害のある人は、偏見と差別に苦しんでいました。



社会問題となる事件の背景に、精神障害のある人の関与が報じられるたび、心痛む思いをしています。

しかしながら、新聞やテレビ等が精神障害者を怖いイメージで取り上げることが多いです。マスコミに影響されやすい世相もあって大変難しい問題ですが、今後いつそう、私たち一人ひとりの意識の持ち方が大切なのではないでしょうか。

また、私たち市民には、精神障害に関する詳しい情報が入ってこないことも事実です。正しい情報を提供してくれるシステムも必要ですね。

正しい知識を得たうえで、精神障害のある方との交流や制度のあり方を今一度考えてみたいと思います。